

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項・意見	回答	回答日
001	入札説明書	6	-	10	(3)	-	申込方法	現地見学会については、開催期間中であれば複数回申し込めるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年2月27日
002	発注概要書	①	1				発注内容の確認 提案限度額	提示された提案限度額は設計建設業務、点検整備業務の予算上限額の合計であると認識しますが、限度額はそれぞれに設定はされていないとの理解で宜しいでしょうか。建設業務、点検整備業務それぞれで提案限度額を設定されている場合は、各予算の上限額を開示願います。	ご理解のとおりです。	令和5年2月27日
003	発注概要書	②	2				発注スケジュール	記載されている期間内であれば、質問回数や現地見学会の回数、資料閲覧の申し込み回数に制限はないとの理解で宜しいでしょうか。また別資料であれば、後から追加で資料借用も可能との理解で宜しいでしょうか。	資料閲覧の申し込みをされた方については、入札説明書P.16の「別紙参考図書リスト」に記載している提供可能な全ての資料を電子データ(DVD)で貸与する予定ですので、資料閲覧の際に「資料閲覧に係る誓約書」(様式2-3)及び「借用書兼誓約書」(様式2-4)を持参してください。	令和5年2月27日
004	発注概要書	④	3				入札参加資格 (共通) SPCの建設業許可	設立するSPCでは、建設業許可は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年2月27日
005	発注概要書	①	1				提案限度額	提案限度額のうち、設計建設に係る限度額と点検整備に係る限度額は設定されていないとの理解でよろしいでしょうか。また、予定価格についても設計建設、点検整備それぞれに設定されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年2月27日
006	発注概要書	①	1				支払い限度額	設計業務及び建設業務それぞれに支払限度額割合の記載がありますが、事業者提案に応じて各年度の出来高額は協議できるとの理解でよろしいでしょうか。また、やむを得ないと府が認める場合は、繰り越しもできるとの理解でよろしいでしょうか。	第1文はご理解のとおりです。第2文については受注後に発注者と協議するものとします。	令和5年2月27日
007	発注概要書	①	1				点検整備業務の 支払い	点検整備業務の支払いは、「年度ごとに1回払い、受注者が入札時に提示した金額に基づき、発注者と受注者で合意した費用を支払う。」とありますが、年度ごとに異なる金額(平準化しない)入札も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年2月27日
008	発注概要書	③	2				入札結果の公表	「入札結果の公表は落札者決定後に行います。」とありますが、落札者の決定時期についてご教示願います。	開札日以降に、落札候補者提出書類の審査完了次第となります。具体的日時は未定です。	令和5年2月27日
009	発注概要書	③	2				再度入札	「当初の開札で予定価格等の制限の範囲内での応札がない場合、直ちに再度の入札を行います。」とありますが、再度の入札は総額のみ入札で内訳は後日提出との理解でよろしいでしょうか。	再度の入札時に、「入札書(再度入札用)」(様式5-1-2)に記載のとおり、「業務費内訳書1(再入札用)」(様式5-2-3)及び「業務費内訳書2(再入札用)」(様式5-2-4)を添付してください。	令和5年2月27日
010	発注概要書	④	3				SPCの建設業許可	SPCには建設業許可は不要との理解でよろしいでしょうか。	管理番号004を参照願います。	令和5年2月27日
011	発注概要書	④	3				入札参加者の構成	「⑨SPCは焼却炉機械設備工事と焼却炉点検整備業務については構成企業以外の者と契約を締結してはならない。」とありますが、焼却炉の電気設備点検整備業務は、構成企業以外の者と契約できる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年2月27日
012	発注概要書	⑧	1				提出書類一覧表	焼却炉機械設備工事を実施する企業の「経営事項審査の結果の総合評価値通知書」の提出は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	「総合評価一般競争入札参加申込書」(様式3-1)の「3. その他添付資料」を参照願います。	令和5年2月27日
013	入札説明書							実施方針及び要求水準書(案)に対する質問回答の内容は、本事業において有効であると考え、またその優先順位については現質問回答並びに次の質問回答が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針及び要求水準書(案)に対する質問回答の内容を踏まえて入札公告を行っていますが、実施方針及び要求水準書(案)に対する質問回答の内容は契約行為に含まれないため、本件の契約条件としては有効ではありません。なお、質問回答の内容は、公表した日付が後のものが優先されます。	令和5年2月27日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項・意見	回答	回答日
014	入札説明書	6	10				現地見学会	「(中略)参加者は各社3名まで、1グループ10名まで」とありますが、開催期間内であれば、複数回の現地見学は可能でしょうか。また、複数回の見学が可能な場合、見学日ごとに参加者の変更はお認めいただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年2月27日
015	入札説明書	6	11				参考図書の閲覧及び借用	「(中略)参加者は各社3名まで、1グループ10名まで」とありますが、開催期間内であれば、複数回の閲覧は可能でしょうか。また、複数回の閲覧が可能な場合、閲覧日ごとに参加者の変更はお認めいただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年2月27日
016	入札説明書	10	21	(1)			入札保証書等	入札保証金の免除に関する解釈は、入札説明書及び発注概要書に規定される入札参加資格を有していれば免除になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、入札説明書及び発注概要書で規定される入札参加資格を有していれば免除とします。	令和5年2月27日
017	入札説明書	13	31	(1)			点検整備業務に係る系や保証金額	点検整備業務に係る契約保証金は契約金額の100分の5以上との記載がありますが、(5)では履行保証保険契約の保険期間は1年以上との記載があります。履行保証保険を年度ごとに更新する場合は、当該期間の点検業務費の100分の5以上の保証金額を、点検整備業務期間に亘り複数回の保険契約を締結すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。 (1年間×9回+1年9ヶ月×1回で10年9ヶ月×1回と同額の保証金額となります。)	保証期間が履行期間を全て含み、保証金額が「点検整備業務」に係る契約金額(B-1)の全額の100分の5以上の額であれば「点検整備業務」に係る契約保証金の全部を免除します。ただし、保証期間については、入札説明書P.14の31(5)に定める期間でも可能としますが、保証金額は「点検整備業務」に係る契約金額(B-1)の全額の100分の5以上の額としてください。	令和5年2月27日